

○警備業者等が携帯する護身用具の禁止及び制限に関する規則

昭和四十七年十月三十一日
岡山県公安委員会規則第七号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第十条の規定に基き、〔警備業者等
が携帯する護身用具の禁止および制限に関する規則〕を次のように定める。

警備業者等が携帯する護身用具の禁止及び制限に関する規則

（平一五公委規則四・改称）

（趣旨）

第一条 この規則は、警備業法（第四条第一号において「法」という。）に基づき、警備
業者及び警備員（以下「警備業者等」という。）が携帯する護身用具について公共の
安全を維持するため、その携帯を禁止し、又は制限する基準を定めるものとする。

（平一五公委規則四・一部改正）

（護身用具の制限）

第二条 警備業者等は、警備業務を行うに当たつては、次に掲げる護身用具（鋭利な
部位がないものに限る。）以外の護身用具を携帯してはならない。

一 警戒棒（その形状が円棒であつて、長さが三〇センチメートルを超え九〇センチメー
トル以下であり、かつ、重量が別表第一の上欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ
同表の下欄に定めるものに限る。）

二 警戒杖^{じょう}（その形状が円棒であつて、長さが九〇センチメートルを超え一三〇セン
チメートル以下であり、かつ、重量が別表第二の上欄に掲げる長さの区分に応じ、そ
れぞれ同表の下欄に定めるものに限る。）

三 刺股

四 非金属製の盾

五 前各号に掲げるもののほか、携帯することにより人に著しく不安を覚えさせるおそれ
がなく、かつ、人の身体に重大な害を加えるおそれがないもの

（平二一公委規則八・全改）

（警戒棒等の携帯の制限）

第三条 警備業者等は、部隊を編成するなど集団の力を用いて警備業務を行なう場
合においては、警戒棒及び警戒杖^{じょう}を携帯してはならない。ただし、競輪場等の公
営競技場において警備業務を行なう場合において警戒棒を携帯するときは、この限
りでない。

（平一五公委規則四・一部改正）

（警戒杖^{じょう}の携帯の制限）

第四条 警備業者等は、前条に規定する場合のほか、次に掲げる警備業務以外の警
備業務を行う場合においては、警戒杖^{じょう}を携帯してはならない。

- 一 法第二条第五項に規定する機械警備業務（指令業務を除く。）
- 二 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。次号において「検定規則」という。）第一条第二号に規定する施設警備業務（警察官が現に警戒を行つている施設のうち次に掲げるものにおいて行われるものに限る。）

イ 空港

ロ 原子力関係施設

ハ 鉄道、航空その他の交通の安全の確保のための業務が行われている施設、石油関係施設、電力関係施設、ガス関係施設、水道関係施設その他これらに準ずる施設であつて、当該施設に対しテロ行為が行われた場合に多数の者の生活に著しい支障が生じるおそれのあるもの

ニ 火薬、毒物又は劇物の製造又は貯蔵に係る施設その他これらに準ずる施設であつて、当該施設に対しテロ行為が行われた場合に当該施設内又は当該施設の周辺の人々の生命又は身体に著しい危険が生じるおそれのあるもの

三 検定規則第一条第五号に規定する核燃料物質等危険物運搬警備業務及び同条第六号に規定する貴重品運搬警備業務

（平一五公委規則四・追加、平一八公委規則一六・平二一公委規則八・一部改正）

附 則

この規則は、昭和四十七年十一月一日から施行する。

附 則（平成一五年公委規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年公委規則第一六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年公委規則第八号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十一年七月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第十七条第二項において準用する同法第十六条第二項の規定による届出をして警備業者及び警備員（以下「警備業者等」という。）が携帯している警戒棒又は警戒杖^{じょう}（この規則による改正後の警備業者等が携帯する護身用具の禁止及び制限に関する規則第二条第一号及び第二号に掲げるものを除く。）については、この規則の施行の日から起算して十年を経過する日までの間は、同条第一号又は第二号に掲げる警戒棒又は警戒杖^{じょう}とみなす。

別表第一（第二条関係）

(平二一公委規則八・追加)

長さ	重量
三〇センチメートルを超え四〇センチメートル以下	一六〇グラム以下
四〇センチメートルを超え五〇センチメートル以下	二二〇グラム以下
五〇センチメートルを超え六〇センチメートル以下	二八〇グラム以下
六〇センチメートルを超え七〇センチメートル以下	三四〇グラム以下
七〇センチメートルを超え八〇センチメートル以下	四〇〇グラム以下
八〇センチメートルを超え九〇センチメートル以下	四六〇グラム以下

別表第二(第二条関係)

(平二一公委規則八・追加)

長さ	重量
九〇センチメートルを超え一〇〇センチメートル以下	五一〇グラム以下
一〇〇センチメートルを超え一一〇センチメートル以下	五七〇グラム以下
一一〇センチメートルを超え一二〇センチメートル以下	六三〇グラム以下
一二〇センチメートルを超え一三〇センチメートル以下	六九〇グラム以下